

鳥取市水道局指定給水装置工事事業者

指定の更新手続きについて

【提出書類】

No	更新手続きに必要な書類	法人	個人	備考
1	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)	○	○	表面と裏面があります。 両面とも記入してください。
2	誓約書 (様式第2)	○	○	
3	機械器具調書 (別表)	○	○	
4	機械器具調書に記入した機械器具の写真	○	○	A4 サイズ 機械器具を1枚の写真にまとめた ものでも差し支えありません。
5	登記事項証明書 又は 登記簿謄本	○	—	発行から3カ月以内 現在事項全部証明書
6	定款	○	—	直近のもの 末尾に原本証明(写しの場合)
7	住民票の写し	—	○	発行から3カ月以内 本籍及び個人番号不要
8	選任される主任技術者免状の写し	○	○	
9	選任される主任技術者の雇用関係証明 書類 (写し)	○	○	健康保険証など
10	事業所の位置図 及び 外観写真	○	○	A4 サイズ
11	営業内容等確認票(確認様式1)	○	○	
12	給水装置工事主任技術者等の研修受講 実績調査票(確認様式2)	○	○	
13	過去1年以内の給水装置工事に主に従事 した適切に作業を行うことができる技能を 有する者の状況調査票(確認様式3)	○	○	

提出書類に押印の必要はありません。

No1～3、11～13の書類は水道局ホームページからダウンロードできます。

【更新手数料】 10,000 円 申請時にお支払いください。

【申請窓口】 鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局 給水維持課給水管理係 電話 0857-53-7932

【有効期限と初回更新手続きの期間】

①平成10年4月1日から令和元年9月30日までの期間に指定を受けた事業者

本市から指定を受けた日	有効期限	初回更新手続きの期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで	令和2年6月1日～同年8月31日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで	令和3年6月1日～同年8月31日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで	令和4年6月1日～同年8月31日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで	令和5年6月1日～同年8月31日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで	令和6年6月1日～同年9月2日

※指定を受けた日は「指定給水装置工事事業者証」に記載されています。

不明な場合は水道局にお問い合わせください。

②令和元年10月1日以降に指定を受けた事業者

○有効期限 指定日から5年を経過する日まで

(例) 令和元年11月12日に指定を受けた場合＝令和6年11月11日(月)まで

※5年を経過する日が閉庁日の場合、翌開庁日に更新の手続きを行えば失効になりませんが、新しい有効期間は従前の有効期間の満了する日の翌日から起算します。

(例) 令和元年11月11日に指定を受けた場合＝令和6年11月10日(日)まで

令和6年11月10日が日曜日のため翌11日に手続きを行えば有効

新しい有効期間は令和6年11月11日から令和11年11月10日(土)まで

○初回更新手続きの期間 指定なし

有効期限を過ぎることがないように注意してください。